

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）72条の68第1項及び国税徴収法54条の規定に基づく差押処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、請求人の個人事業税に係る滞納都税（別紙1「滞納都税内訳書兼督促状発付日一覧」記載のとおり。以下「本件滞納都税」という。）を徴収するため、平成30年4月12日付けで行った差押処分（内容は別紙2「差押目録」記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、このことから本件処分の取消しを求めているものと解される。

本件処分に係る物件の借主は事務所として利用するために借り入れをした〇〇（以下「〇〇」という。）であり、請求人個人が賃借したものではない。本件は組合名義で賃借できなかったことから、請求人の個人名義で契約したものであり、請求人個人に入居保証金（敷金）の返還請求権が帰属するものではない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年8月2日	諮問
平成30年9月28日	審議（第25回第3部会）
平成30年10月19日	審議（第26回第3部会）
平成30年11月16日	審議（第27回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法の定め

- (1) 法によれば、納税者が納期限までに事業税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならないと規定している（法72条の6第1項）。そして、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る事業税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないが、上記徴収金の滞納処分については、国税徴収法（以下「徴収法」という。）に規定する滞納処分の例によることとされている（法72条の6第1項1号及び6号）。
- (2) 本件に関連する徴収法の規定は以下のとおりである（以下、徴収法において「徴収職員」とあるものは「徴税吏員」とする。）。

債権の差押は、第三債務者に対して債権差押通知書を送達すること

により行い（62条）、徴税吏員は債権を差し押さえたときは差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付しなければならないとされている（54条）。

2 本件処分について

- (1) 請求人は本件滞納都税の各納期限までに本件滞納都税を完納しなかったことから、処分庁は各督促状を発付したが、各督促状の発付日から10日を経過しても、本件滞納都税は完納されなかったことが認められる。
- (2) そのため、処分庁は、請求人の財産を調査した上、差押調書により本件差押処分を決定し、債権差押通知書を作成の上、〇〇に送付し、同通知書が〇〇に到達したことにより差押えの効力が生じたことから、請求人に対して差押調書（謄本）を送付したことが認められる。
- (3) 以上のとおり、本件処分は、上記1の法の定めに則って適正に行われていることから、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 これに対し、請求人は前記（第3）のとおり主張する。すなわち、請求人は〇〇の代表組合員であり、本件賃貸借契約は〇〇を代表して締結したものであるから、本件賃貸借契約の借主は〇〇であると主張するものようである。

しかし、別紙3「定期建物賃貸借契約書（抜粋）」によると、借主の欄には請求人の住所と氏名のみが記載されており、それ以外の記載はなく、組合員全員の氏名や組合名を示すものは一切記載されていない。しかも、同契約書によれば、賃貸借条件の賃貸借用途欄には、住居と記載されている。そうすると、本件賃貸借契約の借主は請求人自身であり、借主としての権利及び義務は、請求人に帰属するものと解される。

したがって、処分庁が請求人に当該敷金に係る返還請求権が請求人

に帰属するとして本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点があったものとは認められず、請求人の上記主張は理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1から別紙3まで(略)